場所および時間:日本大学経済学部7号館2階講堂 13時30分から17時15分

参加者:関係者を含め56名

テーマ「経済教育と法教育の対話④-社会保障をどう教えるか-」

1 主催者挨拶が、経済教育ネットワーク代表篠原総一先生(京都学園大学学長)からあった。

2 次いで、日本大学の中川雅之先生からの次のような、問題解題と提起があった。

社会保障には心配が多くある。高齢化、財政状況の急速な変化など、大丈夫なんだろうかという疑問を生徒も持っている。また、世代間格差、世代内の公平さの問題もある。1983年生まれまでは受益と負担がプラス、84年生まれ以降はマイナスというデータもある。そこから、制度がサステナブルなんだろうかという不安や関心が高まっている。

では、社会保障に関して高校中学の教科書ではどう書かれているか?その記述は包括的だが、このような不安や関心に対して十分に教えられていないのではないか。

そのようななか、厚生労働省の社会保障教育(年金教育)への取り組みがはじまっている。制度をこまかく教えることよりも、社会保障制度を支える考え方を教えるべき(いいこと、同意する)、社会保障は何のためにあるかを考えさせる教育、特にリスクに対する教育が必要(同意する)、リスクに対して互助的にやるのが社会保障制度という、年金の財政方式について教える必要(まあ同意)、年金財政の持続可能性が確保されているということを教える必要(これは疑問、ほんとうかなという感触)などが報告書では書かれている。

その具体的内容をさらに検討してみる。

公的年金制度の二つ、積み立て方式、賦課方式をあげ、基本的には賦課方式を教えるようになっている。また、5年ごとに見直しているから持続可能性は大丈夫と教えるようになっている。ここは疑問である。それは、現行制度を前提にして教えようとしているからであり、これでよいかと私は思っている。

ワークシートを見るとさらに疑問が深まる。そこでは、世代間格差への反論が沢山出て くる。計算技術的ないくつかの点についての反論がずらっとでてくる。それはかなりテク ニカルで、現場の教員はわからないだろうと思う。

まとめの箇所も問題である。一面的な数値のみで評価することは不適正だし、現行制度 を前提として、若い世代にマニアルのように教えることに疑問を感じている。

そもそもなんで行政が教育に介入するか?

ひとつは教育に外部性があるから(まわりの人にも影響する)である。本人への便益(自己決定やそのルールを知っていることが自分にとって利益)と、社会への便益(政策を選択することをスムーズさせることができる。あまりにも非合理な判断を排除できるなど)があるからである。その点では教育は大切だ。

しかし、心配だなと思うこと、留意したほうがいいと思うところがある。

そもそも政策を選択することの意味では、成人は自分で選んで自分に返ってくる。しかし、教育は成人が選ぶ、政策の対象は子どもたちである。しかし、対象になる後の世代は発言権がなく一方的に押し付けられる。社会保障、年金にはこれがかなり先鋭的にでてくる事例である。高齢者グループ、若者のグループがあって違う利害があるときに、教育をすることで成人する前にある色に染めてしまう。教育の怖さである。そうなると、利害対立がそもそもなくなってしまう。本来は政策選択の問題なのに、選挙権を得る前に現在の仕組みを合理化するような教育をやっていいのだろうか。そのことで、ある一定の政策を恒久的に選択させてしまうのではないか。

中高生は白地であり、客観的な事実を教えることが大事だ。共通の一致している部分で 教育はやるべきであり、厚生労働省のやり方には、一種の気持ち悪さがある。私は、国土 交通省出身だが、国交省では国土強靭化教育はやらないだろう。

以上が、解題と問題提起である。

3 法政大学小黒一正先生は以下のような問題提起を行った。

時間が限られているので、積み立て方式への移行が不可能ではないことをあきらかにしたい。年金問題に焦点化して話をすすめる。世代間格差は存在する。それを考える前提として、現状は賦課方式ですらないことを確認したい。現役世代から 100 を集めて、引退世代に 100 の給付を行うのが賦課方式である。今は財源がないので、イメージでいうと、例えば 90 集めて、残りの 10 は国債発行で賄っている。それは厳密な意味での賦課方式とは言えない。

積み立て方式の一つに、事前積み立てというのがある。スライドは引退世代 1 人に対して現役世代 3 人を事例とした数値例である。完全賦課方式 300 万円だったら、現役世代は一人 100 万円ずつ負担する。これが高齢化し、引退世代 1 人に対して現役世代 1 人になると、いずれ現役世代の負担は 300 万円となり、世代間対立が発生する。

この問題を解決する手段として、よく議論されるのが、「積立方式」である。つまり、老後のために自ら(または世代ごとに)貯蓄する方式への移行だ。世代ごとに、自分たちの老後は自分自身で面倒みる仕組みだから、世代間格差も改善するし、とても魅力的な方法である。

だが、この積立方式への移行は、いわゆる「二重の負担」と呼ばれる問題が発生するから、不可能との批判がある。賦課方式から積立方式への移行期の現役世代は、自らの老後のための積立(負担)のほか、老齢世代を支える負担も抱える必要があるというのが二重の負担だ。具体的には以下のような事態が懸念されている。

急に、積立方式に変更してしまうと、いまの年金を頼りにしている老齢世代は、その生活が成り立たなくなってしまう。なので、誰かが老齢世代に仕送りをしてあげる必要があるが、それは現役世代の負担に頼らざるを得ない。

年金給付の削減も限界があり、積立方式への移行も不可能そうなので、一般的には、年金の世代間格差の改善は不可能と思われている。だが、積立方式への移行で問題となる二重の負担議論は、移行期の社会保障財源を、現役世代の負担のみで賄うことを前提としている。ここに間違いがある。実際には、いくつかの解決方法があるのだ。

1つは、移行期の年金財源を国債発行で賄ってしまう方法(以下「方式1」とする)である。具体的には、移行期の老齢世代に移転する財源を一時的に国債発行で賄い、この債務を現役世代の負担のみでなく、将来世代(場合によっては老齢世代)も含め、長い時間をかけて償却していく方法である。

この債務は「暗黙の債務」の額と一致する。暗黙の債務とは「完全積立方式であったら保有していたはずの積立金と実際の積立金との差額」に等しく、一部専門家の推計では750 兆円(対GDP比で150%)とされる

金利ゼロのとき、750 兆円の債務を 10 年で償却すると年間 75 兆円の負担が必要であるが、100 年で償却するなら年間 7.5 兆円(消費税率 3%の引き上げに相当)の負担に過ぎない(注:暗黙の債務の対 GDP 比率を維持する場合、金利と成長率の差が 1%のときには 3%の消費税率が必要)。

だが、この方式1は二重の負担を解決する方法としては有効だが、日本財政の限界が近づくなか、暗黙の債務を顕在化させてしまうため、いまの日本では採用できない解決方法である。

もう1つは、暗黙の債務を顕在化させない解決方法で、「事前積立」と呼ばれる方法(以下「方式2」)である。結論からいうと、この事前積立は、世代間格差を改善するための「強制貯蓄」であり、理論的には上記の方式1と同等である。

この理由は以下のとおりである。まず、方式1を考えよう。現役世代は自らの老後のために保険料・税を支払い、積立会計に貯蓄する(図1の①)。この負担(保険料・税)は、老後に受け取る給付水準によって決まる。低い給付水準を望むならば低い負担、高い給付水準を望むならば高い負担を支払う必要があるが、老後のための積立のため損得ゼロである。

その際、いまの引退世代と同じ給付水準を選択したとして、例えば、現役世代が支払う 負担の金額が 60 兆円であるとする。この 60 兆円は現金として「寝かしておく」と損をす るから、国債や国内債券などで運用する必要がある。

他方、現在の年金給付総額は約 50 兆円であるから、政府は引退世代の年金給付 50 兆円の財源を調達する必要があるが、それは交付国債 50 兆円を発行し、交付国債を現役世代の積立会計に引き受けてもらうことで賄うこともできる(図1の2→3→4)。その場合、積立会計では 60 兆円と 50 兆円の差額である 10 兆円を国債や国内債券で運用する。なお、交付国債の発行で顕在化する暗黙の債務は、長い時間をかけて償却していく。これが方式 1 である。

しかし、よく考えると、交付国債の発行(図1の②)は不要であることに気づくはずで

ある。その際、図2のようにするのがスマートである。

これは、現役世代が支払った保険料・税 60 兆円(図 2 の①)のうち、50 兆円は引退世代の年金給付に回し(=賦課方式)、残りの 10 兆円を強制貯蓄(=事前積立)したうえで国債や国内債券で運用する。これが方式 2 であり、見かけ上異なるが本質的には方式 1 と同等である。しかも、現行の年金制度は修正賦課方式と呼ばれるように、賦課方式の部分のほかに積立金をもつことから、これは現行制度の枠組みにほかならない。

方式1は、暗黙の債務の償却のための負担を除き、積立方式であるから、現役世代が払った保険料・税は老後に戻ってくるが、それは方式2も同じである。しかし、方式2の枠組みであるはずの現行制度はそうなっていない。

では、現行制度でなぜ「世代間格差」が発生するかというと、それは積立金の経路・負担水準が不適切で、給付水準と負担水準がマッチしていないために過ぎない。世代間格差の改善にはこれからの高齢化の進展での負担上昇を抑制するために積立金を増やす必要があるが、現状の積立金は数年前の140兆円から120兆円まで減少している。このため、積立金の経路や負担水準を適正化すれば、法改正も移行措置も不要となる。

その際、給付水準=負担水準が原則であり、高い給付水準は負担の引上げ、低い給付水準では負担の引き下げが必要であることはいうまでもないが、この事実は給付水準を維持しても、財源の拡充(保険料や消費税の引き上げ)かつ積立経路の適正化によって世代間格差を大幅に改善できることを意味する。通常、年金改革というと、引退世代の年金給付を削減するか、現役世代の負担を高めるかというジレンマに陥る状況を想定する者も多いが、引退世代・現役世代の「ウィン・ウィン政策」も達成可能であることを意味する。

繰り返しになるが、図1と図2は基本的に同等であり、図2は修正賦課方式と呼ばれる現行の年金制度にほかならない。すなわち、現行制度のマイナー・チューニングで年金の世代間格差は改善可能であり、国債発行をすることなく、暗黙の債務を長い時間をかけて償却することで、実質的に積立方式に移行可能なのである。

その他の問題では、積み立て方式は利回りの問題があるというが、これは同じ政府が管理すれば金利は一定にすることができる。また、積み立て方式はインフレに弱いというのもうそである。本当に心配だったら物価連動国債を発行すればよい。インフレでは政府が得をする、その分を政府が返せばよい。

世代間格差の問題についてもさらに論じたい。

それを考える重要事項は、高齢者の資産問題である。資料 37 ページ、慶応大学麻生良文「公共経済学」を参考にしたものである。ここからは、国債は国内で消化するから問題ないかどうかという問題と、バロー理論が成り立つかどうかが問われる。極論すると何も起こらない、大丈夫というのが私の考えである。

しかし、それが成り立たないケースがある。それは、家計が途中でチェンジするばあいである。資料での、家計 i と家計 ii があって、家計 ii が世代交代があったらどうなるか、子ども世代、もしくは孫の世代は損をすることになる。だたし、それも均すなら、親の世

代が 5000 万円の遺産を残すか、もしくは 5000 万円分を教育投資にするなどで、家計内で 移転をすればよい。ただし、それだけの資産があるかが問題で、現実には、貯蓄のない世 帯が 2 割いる。

結論的には、きっちり事実を教えることが大事であるということを強調したい。

4 早稲田大学菊池馨美先生よりの問題提起が以下のようにあった。

社会保障法学は、法学のなかでもマイナーな分野である。また、私は厚労省の社会保障 審議会年金部会の委員である。あくまで現行制度を改善すればよいというスタンスである。 それを踏まえての発言であることを承知しておいてほしい。年金部会では法学者は 2 人だ けである。その意味では、審議会での発言に責任を感じている。

以下配布したレジュメに即して語ってゆきたい。

最初は議論の背景や前提を考えたい。

まず、少子化、高齢化の問題から。

年金制度の持続可能性が疑問視されているが、それは財政面だけでなく人口面の問題でもある。さらに、社会保障制度そのものの前提となる基盤が脆弱化、弱体化していることも問題である。

第二は、社会保障に対する不信感の問題である。

財政面での不安、ある種の不公平感がその根底にある。世代間、世代内での不公平が、 社会保障への不信を招いている。また、毎年のような法改正があり、それが場当たり的な 改正に見え、長期的に感じられる原理、原則がないように感じることが不信を倍加してい る。

さらに、家族、企業、地域(地域社会)の変貌が加わる。家族は小さくなっている、家族内での扶養ができなくなっている現実がある。企業はグローバル化のなかで、大企業が従業員の家族生活を支えられなくなっている。これまでは家族支援を企業が支えてきた。それがゆらいでいる。地域社会も変化している。助け合い、支えあいが地方でも弱くなっている。

第三に、不公平を見てみる。

社会保障は社会保険を中心に発展してきた。そこに、世代間の不公平がある。年金や医療が高齢者に対する一方的な支援になっている。保険料の納付意欲をそがないような支える側への支援が必要だ。それには、高齢者にも支える側にもなってもらおうという方向が求められる。また、世代内の不公平もある。非正規雇用者が保険料を払わないのを自己責任論で語るわけにはいかない。他方、負担を背負う中高所得層にも、潜在的な不公平感がマグマのようにたまっている。だから、それが時に生活保護バッシングのようなことになる。

以上を踏まえて、社会保障を考える立脚点を考える。次の観点が必要だ。

- i 歴史的な変遷を踏まえた議論が必要
- ii 制度全体への視点、横断的な視点が必要。税との関連への目配りも必要
- iii 社会的合意をいかにつくるかの視点も必要

これらを総合的に考えてゆく必要がある。

次に、日本の公的年金に関する課題にうつる。

これまで日本の社会保障は、年金、医療、福祉・介護の3分野が中心だったが、子ども・ 子育ても含むようになった。なかでも年金は大きな柱である。

現在の年金制度は、2004年改正が今のフレームを作っている。内容的には、国庫負担の 引き上げ、マクロ経済スライドの導入などであり、なかでもマクロ経済スライドの導入は 画期的である。ただし、この仕組みを中高生に説明するのは困難だろう。

マクロ経済スライドは、全体を決めて、給付のほうを引き下げてゆくための仕組みである。なぜそれが必要か。それは、現役世代の減少率、高齢世代の平均余命の伸び率を年金額に反映させていかなければいけない現実があるからである。年金の目減りが導入されることになり、今年の4月にはじめて発動する。

2014年には、5年ごとの財政検証を行った。所得代替率 50%を目標としているが、それは、何とかパスできそうだ。ただ、経済前提が甘すぎるなどの批判がでている。ただ、マクロ経済スライドが本格的に発動されると、基礎年金部分の給付が大幅に落ちる。それを何とかしなければ、年金制度の役割が相当程度縮減することになるだろう。

マクロ経済スライドに関しては、労働力率の前提が注目される。女性のM字カーブが解消されるという前提が置かれており、社会保障制度の側で女性の働き方が変わることをプッシュする方向にもっていくきっかけとしたい。マクロ経済スライドは実額以下(マイナス)にはしない。なぜなら、財産権の観点からマイナスはまずいからである。法学者としては、財産権の侵害への歯止めが必要になるというのがこの問題への視点である。

関連して、年金制度の方向性について論じたい。

年金の特徴は、超長期の制度であることである。公私の役割分担、その他の制度とのすり合わせが必要である。また、憲法 25 条の生存権との整合が問題となる。生存権の問題は、年金制度のなかで対応するのか、全体としての社会保障制度のなかで対応するのかが問題となっている。

教育的には社会保険の意味の理解が大事である。社会保険の社会性と保険性という二重の性格をしっかり考えさせたい。また、社会保険に所得再分配機能を持ち込むべきでないという批判があるが、歴史的経緯を認識すべきで、社会保険には所得再分配機能が本来的に組み込まれている。

財源問題では、社会保険方式がいいのか税方式がよいのかの議論がある。社会保険は参加者がいる、保険料を払っている人たちによる運営への参加がその特徴。その点が、税は違う。だから GPIF の運用問題では、連合と経団連が共同で、当事者参加を求める意見書を出している。ここが税と異なるところだ。

最後に、教育との関連について触れて終わりたい。

社会保障を教育するに関しては、選挙権 18 歳引下げの議論を契機としたい。いわゆる現在のシルバー民主主義の吟味をすること、若者の政治参加をもっと進めることが肝心である。

5 千葉県立津田沼高校の杉田孝之先生から、高等学校の現場からの問題提起があった。

私は、学生時代から税と社会保障を考えてきた。それを踏まえて発言したい。

「現代社会」の授業では明るい話をしたいと思っている。社会保障の話は、暗い話が多い。でも、社会保障に対する期待は大きい。

授業を進めるに際して、現場では混乱している。

例えば、世代間格差の図と厚生労働省の資料(就業者と非就業者の図)があるが、どちらを基準に考えてよいのかわからない。また、経済学者の言説は貴重だが、誰を信じたらよいかがわからない。

私は、事実を教えたい。なぜなら、若者は年金も含めお金を払うインセンティブがないからだ。生徒の発言をみてゆくとそれが良くわかる。自分では解決できない世の中の問題に対して、社会保障がどう対応できるかを伝えたい。生徒は、払わないという戦略もあるかもしれない。でもそれでは問題は解決しない。

教科書はどうなっているか。二つ資料を持ってきた。一つは、清水書院の「現代社会」。 これは、理念をしっかり書いている。もう一つは、第一学習社の「現代社会」。こちらは、 二つの選択を書いている。これだとやはり、何が本当かわからない。

社会保障の教育をすすめるネックには、時間制約の問題がある。そもそも 2 単位の「現代社会」でも「政治・経済」でも、60 時間はとれない。そのなかで、社会保障に割ける時間は 2,3 時間である。そんな制約のなかで、何を教えるか、明るい話を伝えることができるか、どこまで教えるかが問われている。

私は、生徒に「逃げ道」をしっかり教えることが大事だと考えている。年金も払えない、 払わない 結果は同じであるが、プロセスを教えることが大事だ。また、セイフティネット的な知識を教える必要があると考えている。

これまで私も多く実践をしたが、あおっていることが多く、もっと理念を、ささえあいを伝えたい。社会保障に関する哲学と現状分析が現場に伝わるなかで歪曲されているのではないか。現場ではうそが本当のように教えられている。その点で、信頼できるエコノミストをどう選べるか、それを教えて欲しい。つまり、厚労省と鈴木(亘)さん、どちらを信じるかである。

国債問題をとりあげた大竹先生のNHK「真夏の夜の経済学」のビデオを見た生徒の感想のなかに、「経済学者がこれだけいてなぜ解決できないか」という意見があった。その意味でも、何を信じるのか、議論したい。

7 大阪狭山市立南中学の奥田修一郎先生から、中学校からの問題提起があった。

私は大阪で、ネタ研の活動をやっている。その活動や現場での実践を踏まえ、社会保障 教育の現状を報告したい。

まず、厚労省の検討会の指摘は正しい。時間制約が厳しく、制度の説明は生徒には興味がないことがらだ。健康保険、生活保護には関心があるが、生徒の状況によって慎重に扱わなければならない。総じて、社会保障問題には、生徒の関心はない。

一方、指導要領は、社会保障に関しては、市場の失敗(公共財)という観点からびしっと書いている。しかし、教科書の扱いは会社によって、違いがある。政府の経済活動と社会保障がつながらない教科書があり、憲法学習のなかで扱う教科書もあり、現場は混乱している。

評価の問題も難しい。評価はどうするか。最近は、逆向き設計でやるようにしている。 逆向き設計とは、最後の課題を明確にして授業を組み立てるもので、授業では、本質的な 問いを投げかける必要がある。そのためには、やはりそもそも論が必要である。そこから 考えると、「なぜ、どうして、そもそも」までで授業は終わってよいのではないかとも言え る。いずれにしても、事実を知る、社会的見方、社会的な考え方、つまり知識と概念と価 値の三つ、それを中学生にどう教えるかが課題である。

授業の方法に移る。私は、クイズ、ネタ、グループ学習などを組み合わせている。事例 を紹介する。

授業例1「人生ゲーム」、これを 30 分くらいでやる。細かい内容より、何を押さえるかが大事で、年金でいえば、いつから、いくら、やり方は大丈夫かなどを押さえてゆく。それを3時間の中でどういかすかが問題である。

授業例2「幸せの経済学」、幸せってどんな色?幸せに必要なものは?というようにひろげてゆく。ちなみに、ネタ研は具体的なものからはいるのが特色である。そのなかで、概念くずしをする。

授業例3「ありとキリギリス」、これは、国や地域によって最後の答えが違う。その比較 を紹介したりすると面白い。

授業例4「ありとキリギリス」の別バージョン。これは、厚労省の教材のなかの使える ものを教材化した例である。もしキリギリス国の住民だったらどうするとか、倒産してし まうありんこ保険のケースなどを組み合わせて考えさせている。

まとめの議論や疑問点は、配付資料にあるので参照してほしい。結論的に言えば、制度の知識は必要だが、重要なのは概念くずしであり、教師自身の分かった気を問い直すことも大事だと考えている。その点では、社会保障の授業は、まだまだ開発の余地ありだと思う。



進行役の中川先生(右)とパネラーの先生方(左から奥田、杉田、菊地、小黒の各先生)

8 パネルディスカッションの記録

中川: これまでのまとめをする。両先生とも、学問は違っても問題関心は共通していると 思う。ここまでの内容を踏まえて、両先生から再度発言をいただきたい。

小黒:経済学の視点と法学の視点は違うのではないか。モデルをつかって簡略化して説明するのが経済学。法学は精緻に現実を踏まえて議論する。行政官だったので両方の視点をもつ。モデルで政策課題を考えるケースもあるが、現実には法令改正で政策を動かすからである。その間にはギャップがある。

経済学では効用、社会厚生をとってきて政策判断をする。法学からいえば乱暴に見えるときもある。効用ってどう決めるのかなどの疑問がでてくる。

その上、現実には政治学の視点も重要となる。経済学や法学でベストな解決方法があっても、シルバー民主主義や利益団体等の圧力もあり、政治的に先延ばしの改革になるケースも多い。特に、社会保障改革がその典型ではないか。つまり、意思決定する場合には経済学や法学のギャップだけではなく、別の集団的意思決定の論理があり、そこにも注目したい。

菊池: 私も法学的な視点からだけでなく、社会保障政策論から語ったつもり。法学のなかには公平という概念はあまりでてこない。正義や平等といった概念はでてくる。社会保障には、有限の資源をいかに効率的かつ公平に配分するかという経済学のアプローチが効く。そのなかで法学的なアプローチが効くのは何かというと、議論の枠組みを確定することだと思う。これ以上はまずいとか、この範囲のなかで考えて欲しいというものを提起することが大事。財産権、法の下の平等、信頼保護などがその例となる。

私個人としては、年金はアメリカ型の一階型がよく、医療は保険者一本化がよいと思っているが、教えるという立場からすれば、現実の制度から考えなければはいけない。

小黒: 法学の枠内での議論には通説、枠組みがある。経済学は仮説、モデルをもとにした

議論をする。例えば、年金は社会保険とされるが、ぎりぎり議論すれば法学と経済学は、違っている視点がでてくる。国庫負担が 5 割もある公的年金は本当に社会保険といい切れますか、となる。法学は条文の整合性で話す。枠内を越えられない。法学と経済学は領域的に重なっているが、議論の前提が異なる部分があり、法と経済の対話は難しい部分がある。

菊池: 社会保障には歴史的なアプローチが必要ではないか。ベバリッジ以来の歴史的な経過を無視して話はすすまない。法学的には、たとえば、憲法 84 条の租税法律主義をめぐる議論がある。最高裁は、3 分の 2 を公費でまかない、保険料は 3 分の 1 に過ぎない国民健康保険制度は、社会保険の「けん連性」ということを言い、憲法 84 条の直接適用はないとしている。高額所得者への国庫負担分の年金減額と、年金課税の強化を分けて考える議論なども、法学的な議論である。

フロアの発言:大阪から来た。先生方には、じゃあその話をこどもたちにどう教えたらよいかということを聞きたい。もうひとつは、生徒には、自分のために一生懸命勉強しろというが、しんどい人間にも目を向けろと言う教育もする。そうすると、生徒は矛盾を感じる。引き裂かれる。そんな矛盾があることを踏まえて話を聞きたい。

中川:では、どんな教え方がいいか先生方に感想をききたい。

杉田: 事実は何かが分からない。それをはっきりさせたい。理念なき教育はない。今の社会いつどうなるかがわからない。どうやってみんなで支えあうか理念と事実が欲しい。社会保障は理念の効果が大きい。それを踏まえると、手続き、高齢者の交流、事前積み立て、できたらただ乗りしないでみんなでやってゆこうねということにはならないか。手を携えてやってゆきたいと思う。

奥田:社会保障は経済的なアプローチが効く。でも、歴史的なものを触れたい。リスクを 教えるのは中学生には難しい。授業では見通しを立てることが必要。実践で子どもたち の変化をしっかりみてゆくことが大事だ。

中川:ロジックは経済学的アプローチ、それに加えて広いアプローチでいったらよいとい うのが現場の先生方の意見だが、専門家の意見は?

小黒:大学の講義で社会保障論を教える。ハイブリッド型で教える。中高と違って年間その問題に 30 コマ (45 時間) とれる。ただし、最初は経済学的なアプローチにすぐには踏み込まない。前半は制度を教え、経済の考え方を知ったうえで、概論を話す。後半はそれぞれのテーマを深堀する。制度を理解していないと社会保障は深められない。

菊池: 私も大学では年 30 回講義をやる。総論、各論に分かれる。総論は、社会保障全般の話をした後で、社会保障法の総論に入っていく。授業の際、社会保障に関連した時事ネタが載っている新聞記事を紹介する。しかも、意識的に複数の新聞の同じ記事(日経と朝日など)をとりあげる。そうすると、学生には、同じ事象が、切り口によってこんなに違って見えるのだ、何が本質かというのはそんなに簡単に断言できるものではないということが理解できるようだ。

杉田: 私のケースでは、今回紹介していないが授業プリントを参照して欲しい。政治と経済をあわせてやっている。理念を捨てたら話にならない。

神奈川落合:社会保障は、生徒が将来困らない仕組みをつくることが大事。そのためには制度を知ることが大事。知は力だから。その場合、生活者としての視点、主権者としての視点の二つが必要だと思う。質問。その点から考えると、世代間格差はお金だけで考えてはいけないのではないか、と思うがいか?シャドウワークなどをどう評価するか。

小黒: そのような問題を考慮しても、世代間格差は存在する。このため、世代間格差を扱う授業では神経を使って教えなければいけない。シャドウワークといった領域も含めて議論する場合、公的な領域と私的な領域の区分などの議論は難しいが、人口変動ショックにかかる負担を、長期に渡って分散できるのは公的な領域のみでなる。これは、課税の平準化に似た議論であり、公的年金等においては、人口変動ショックにかかる負担を時間軸でどう分散して負担してゆくのかを議論することが極めて大事である。

杉田:経済学者は本当にそのことを説明していますか?

小黒:経済学者がこれが最適解と分かっていても、現実の政治過程のなかでセカンドベストの部分で意思決定されてゆく。これは経済学のみの問題でなく、政治の意思決定プロセスに関わる問題であり、その解決が問題となる。

中川:時間になったので、これでお開きにする。十分に議論できなかったところは今後の 課題としたい。

9 主催者挨拶を西村理先生(同志社大学)が行い、年次大会は終了した。

以上、記録と文責 新井